

住民側の返還請求棄却



名古屋高裁入りする名古屋市民オンブズマンのメンバー＝26日午後0時55分、名古屋市中区三の丸で(編飼一徳撮影)

デザイン博訴訟 差し戻し審

前市長が逆転勝訴

名高裁「裁量権逸脱なし」

一九八九年に名古屋市で開かれた「世界デザイン博覧会」後、市がデ博協会から施設や備品を購入したのは博覧会の赤字隠しのための違法支出だとして、名古屋市民オンブズマンが西尾武喜前市長(へい)らに市への約十億三千万円の返還を求めた訴訟の差し戻し審判決が二十六日、名古屋高裁であった。青山邦夫裁判長は「前市長に裁量権の乱用などはなかった」として、前市長らに約十億三千万円の支払いを命じた一審判決を取り消し、請求を棄却するオンブズマン側逆転敗訴の判決を言い渡した。オンブズマン側は上告を検討する。＝関連①面

同裁判長は、争点の一つを委託され、実質的には長らの主張に沿って判した当時の市と協会の関係委任関係にあった。断。係について「デ博協会は(赤字分は)市が負担する」として「(黒字分と)市からデ博の準備、運営する義務があった」と前市として協会に残った「二億

一千万円についても協会は既に市への寄付を決議している。これを総合すると、購入契約に前市長に裁量権の逸脱・乱用があったとは認められない。昨年七月の最高裁判決は、二審同様に市側の

い」と結論付けた。

一審は市の物品購入がデ博の赤字を回避する目的だったと認定し、前市長らに約十億三千万円の支払いを命令。差し戻し前の二審も二億一千万円の支払いを命じた。しかし、提訴から十五年を経過して、一転して前市長らの賠償責任が否定される異例の展開となった。

目的が赤字回避だった点を認定した上で、前市長らに裁量権の逸脱・乱用による損害賠償の責任があるか否かについては「市と協会の関係などを検討しなければ判断できない」と指摘、審理を名古屋高裁に差し戻した。

オンブズマン側は「市は協会へデ博という仕事の完成を依頼しており市と協会は請負的な関係。協会は仕事を完成させる義務があり、市側に補てんを求めることはできない」と主張していた。

訴訟はデ博が閉幕した翌年の九〇年八月、オンブズマンが起した。市民の監視無力化 理人の新海聡弁護士の話。市民の税金の使い道の透明性監視を無力化し、秘密裏に高めることに逆行すに処理することを可能思っている。

尾武喜前市長のコメント 提訴以来、長い期間を要したが、世界デザイン博を適切に運営したことについて、主張が理解されたことと認識している。私個人としてはデザイン博を開催することで、微力ながら名古屋のまちづくりに貢献できたこと誇りに思っている。

世界デザイン博覧会

名古屋市の市制100周年事業として1989年7-11月に開催。ひと・夢・デザイン―都市が奏でるシンフォニー―をテーマに、3会場に映像ショーなどを披露する31のパビリオンが並ぶ。1500万人余の入場者があったが、収支は厳しい状況。閉幕後、市が主催者の財団法人世界デザイン博覧会協会から、会場で使用されたステージや放送用機器など施設・備品約4000点を計約10億3000万円で購入。これにより協会はおよそ2億1000万円の黒字決算となった。

デザイン博訴訟の経緯

- 1989年 7-11月 名古屋市で世界デザイン博覧会が開催される
- 同11月以降 名古屋市がデ博協会から使用済みの施設や備品など約10億3000万円分を購入
- 90年8月 名古屋市民オンブズマンが西尾武喜前市長、デ博協会などに約10億3000万円の返還を求め提訴
- 96年12月 名古屋地裁が西尾前市長、デ博協会などに約10億3000万円の支払いを命じる判決
- 99年12月 名古屋高裁が西尾前市長、デ博協会に2億1000万円支払いを命じる判決
- 2004年7月 最高裁が二審判決を破棄し名古屋高裁に差し戻し
- 05年7月 名古屋高裁で差し戻し後の控訴審第1回口頭弁論、即日結審
- 05年10月 名古屋高裁で差し戻し後の控訴審判決